

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ－3－3 保険募集態勢 （新設）</p>	<p>Ⅱ－3－3 保険募集態勢 Ⅱ－3－3－10 保険募集の再委託 （1）管理態勢 <u>保険募集再委託者及び所属保険会社等が、法第 275 条第 5 項第 2 号に規定する「再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために必要な体制の整備その他の措置」を講じているかどうかは、以下の点に着目して審査し、認可後においてもその取り組み状況等を確認する必要がある。</u> ① 所属保険会社等における態勢整備 ア. <u>再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために、以下に掲げる事項を含む適切な再委託に係る方針を策定しているか。</u> ・再委託に係る保険募集において取り扱う保険契約の種類 ・再委託に係る保険募集の遂行に求められる資格・知識・能力・経験等 ・再委託に係る保険募集の実施手順のフロー ・再委託に係る保険募集における個人情報の取扱い ・保険契約締結後に行うことが必要となる業務（注）について、保険募集再受託者、保険募集再委託者及び所属保険会社等との間の業務分担並びにその顧客への明示方法 （注）例えば、契約内容に関する照会への対応、顧客からの苦情・相談への対応、保険金等の支払手続きに関する照会等を含む各種手続き方法に関する案内等といった業務をいう。 ・再委託契約書に記載すべき事項 ・その他再委託に係る保険募集の的確、公正かつ効率的な遂行を確保するために必要な事項 イ. <u>上記ア. の方針に沿って再委託の許諾を与える態勢が構築されているか。</u> ウ. <u>保険募集再受託者による再委託に係る保険募集の実施状況や保険募集再委託者が行う保険募集再受託者に対する教育・管理・指導の実施状況が、上記ア. の方針に沿ったものとなっているかについて、所属保険会社等と保険募集再委託者との間の委託契約書や保険募集再委託者と保険募集再受託者との間の再委託契約書等に基づき、定期的にかつ必要に応じて確認し、必要に応じて当該</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ-2-1 生命保険募集人の登録事務 生命保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認 ① 登録の申請者 法第 2 条第 19 項に規定する生命保険募集人（以下、「募集人」と</p>	<p><u>実施状況の改善を求めることができる態勢が構築されているか。</u></p> <p><u>エ. 保険募集再受託者が再委託に係る保険募集を行う者として不相当と認められる場合には、所属保険会社等と保険募集再委託者との間の委託契約書や保険募集再委託者と保険募集再受託者との間の再委託契約書等に基づき、再委託契約の変更又は解除を求めることが可能となっているか。</u></p> <p>② 保険募集再委託者における態勢整備</p> <p><u>ア. Ⅱ-3-3-1(1)（生命保険募集人の採用・委託・登録）、Ⅱ-3-3-5(1)（損害保険募集人の採用・委託・登録（届出））や保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅱ-3-3-1(2)（少額短期保険募集人の採用・委託・登録（届出））に加え、上記①ア. の方針に沿って、保険募集再受託者の選定を行う態勢が構築されているか。</u></p> <p><u>イ. 保険募集再受託者による再委託に係る保険募集について、Ⅱ-3-3-1(2)（生命保険募集人の教育、管理、指導）、Ⅱ-3-3-5(2)（損害保険代理店等の教育・管理・指導）や保険会社向けの総合的な監督指針（別冊）（少額短期保険業者向けの監督指針）Ⅱ-3-3-1(3)（少額短期保険募集人の教育、管理、指導）に加え、上記①ア. の方針に沿って、適切に教育・管理・指導する態勢が構築されているか。</u></p> <p>(2) 再委託に係る重要な事項の変更 <u>法第 275 条第 3 項が「再委託に係る事項の定めを含む委託に係る契約の締結」を認可対象としている趣旨を踏まえ、例えば、認可申請書に記載された保険契約の種類とは異なる種類の保険商品を取り扱う場合等、再委託に係る事項に重要な変更があった場合には、その都度認可申請が必要となることに留意する。</u></p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理 Ⅲ-2-1 生命保険募集人の登録事務 生命保険募集人の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。</p> <p>(1) 登録申請書の受理及び確認 ① 登録の申請者 法第 2 条第 19 項に規定する生命保険募集人（以下、「募集人」と</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>いう。)又は法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに定める者が、法第 277 条に規定する登録の申請（以下、「登録申請」という。）又は法第 280 条第 1 項各号に規定する登録事項の変更等の届出（以下、「変更等届出」という。）を行っているか。</p> <p>なお、募集人は、法第 284 条の規定により、<u>法第 2 条第 24 項に規定する所属保険会社</u>（以下、「所属保険会社」という。）を代理人として登録申請又は変更等届出を行うことができる。（以下、代理人として、登録申請又は変更等届出（以下、「申請等」という。）を行う所属保険会社を「代申会社」という。）</p> <p>また、<u>所属保険会社</u>が代理人として申請等を行う場合、募集人が 2 以上の所属保険会社を有する募集人（以下、「乗合募集人」という。）の場合には、<u>所属保険会社</u>のうちの一つを代理人として行うことができるものとする。</p> <p>なお、募集人が保険会社の委託を受けた者（以下、「代理店」という。）の使用人である場合は、当該募集人の申請等についても当該募集人が所属する代理店の申請等を行っている保険会社に行わせるものとする。</p> <p>② 代申支社の届出</p> <p><u>所属保険会社</u>が代理人として申請等をしようとするときは、当該所属保険会社の本社又は支社等（以下、「支社等」という。）に、別紙様式 71 により作成した代申支社の届出書を、当該支社等が管理する募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局（沖縄総合事務局を含む。以下、「財務局等」という。）に提出させるものとする。（以下、代理人の届出を行った支社等を「代申支社」という。）ただし、当該支社等が管理する募集人の主たる事務所の所在地が東京都の場合は、東京財務事務所に提出させるものとする。届出内容に変更があった場合も同様とする。</p> <p>なお、支社等が申請等を行うときは、支社等の長の名義をもって行わせるものとする。</p> <p>③、④（略）</p> <p>⑤ 登録申請書の添付書類</p> <p>登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に記載する以下の書類が添付されているか。なお、添付書類の取扱いについては、法第 284 条に定める代理申請</p>	<p>いう。)又は法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに定める者が、法第 277 条に規定する登録の申請（以下、「登録申請」という。）又は法第 280 条第 1 項各号に規定する登録事項の変更等の届出（以下、「変更等届出」という。）を行っているか。</p> <p>なお、募集人は、法第 284 条の規定により、<u>所属保険会社等</u>（法第 2 条第 24 項に規定する「所属保険会社等」をいう。以下同じ。）を代理人として登録申請又は変更等届出を行うことができる。（以下、代理人として、登録申請又は変更等届出（以下、「申請等」という。）を行う所属保険会社等を「代申会社」という。）</p> <p>また、<u>所属保険会社等</u>が代理人として申請等を行う場合、募集人が 2 以上の所属保険会社等を有する募集人（乗合募集人）の場合には、<u>所属保険会社等</u>のうちの一つを代理人として行うことができるものとする。</p> <p>なお、募集人が保険会社の委託を受けた者（以下、「代理店」という。）の使用人である場合は、当該募集人の申請等についても当該募集人が所属する代理店の申請等を行っている保険会社に行わせるものとする。</p> <p>② 代申支社の届出</p> <p><u>所属保険会社等</u>が代理人として申請等をしようとするときは、当該所属保険会社等の本社又は支社等（以下、「支社等」という。）に、別紙様式 71 により作成した代申支社の届出書を、当該支社等が管理する募集人の主たる事務所の所在地を管轄する財務局又は福岡財務支局（沖縄総合事務局を含む。以下、「財務局等」という。）に提出させるものとする。（以下、代理人の届出を行った支社等を「代申支社」という。）ただし、当該支社等が管理する募集人の主たる事務所の所在地が東京都の場合は、東京財務事務所に提出させるものとする。届出内容に変更があった場合も同様とする。</p> <p>なお、支社等が申請等を行うときは、支社等の長の名義をもって行わせるものとする。</p> <p>③、④（略）</p> <p>⑤ 登録申請書の添付書類</p> <p>登録申請書の添付書類については、法第 277 条第 2 項各号及び規則第 214 条第 1 項各号に記載する以下の書類が添付されているか。なお、添付書類の取扱いについては、法第 284 条に定める代理申請</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>にあつては原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社において常に提出できる状態で保管させるものとする。</p> <p>ア. ～ウ. (略)</p> <p>エ. 規則第 214 条第 1 項第 1 号に規定する生命保険募集人であることを証する書面とは、当該募集人が<u>所属保険会社</u>の募集人であることを証する旨の記載のある代申支社が作成する(1)⑥ア. の代理申請・届出書とする。</p> <p>オ. ～カ. (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 変更等の届出等</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 変更届出を受理したときは、変更事項を当該募集人の登録簿に登録する。変更届出の内容が、当該募集人の主たる事務所の変更で、かつ、他の管轄財務局等の管轄区域への変更である場合は、現に登録している管轄財務局等は、新たに管轄財務局等となる財務局等又は東京財務事務所に登録簿を送付するものとする。</p> <p>なお、法第 280 条第 2 項の<u>所属保険会社</u>への通知は、変更届出を受理し、内容を確認したうえで、代申支社に行う。</p> <p>(6) 保険募集業務の廃止等届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の届出）</p> <p>① (略)</p> <p>② 廃業等届出を受理したときは、法第 308 条第 1 項第 2 号の規定により当該募集人の登録を抹消する。</p> <p>なお、法第 308 条第 2 項の<u>所属保険会社</u>への通知は、廃業等届出を受理し、内容を確認したうえで、代申支社に行う。</p> <p>(7) 原簿の管理</p> <p><u>所属保険会社</u>が法第 285 条第 1 項の規定に基づき備え置く募集人に関する原簿については、支社等が所管している募集人に係るものを当該支社等に備えさせるとともに、募集人の登録や変更又は抹消に伴う原簿管理を適切に行わせるものとする。</p> <p>(8) 登録取り消しに伴う抹消通知</p> <p>法第 308 条第 1 項第 1 号の規定により募集人の登録を抹消したときは、同条第 2 項の規定に基づき別紙様式 75 により当該募集人の<u>所属保</u></p>	<p>にあつては原則として提示をもって足りることとし、提示後、代申会社において常に提出できる状態で保管させるものとする。</p> <p>ア. ～ウ. (略)</p> <p>エ. 規則第 214 条第 1 項第 1 号に規定する生命保険募集人であることを証する書面とは、当該募集人が<u>所属保険会社等</u>の募集人であることを証する旨の記載のある代申支社が作成する(1)⑥ア. の代理申請・届出書とする。</p> <p>オ. ～カ. (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 変更等の届出等</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 変更届出を受理したときは、変更事項を当該募集人の登録簿に登録する。変更届出の内容が、当該募集人の主たる事務所の変更で、かつ、他の管轄財務局等の管轄区域への変更である場合は、現に登録している管轄財務局等は、新たに管轄財務局等となる財務局等又は東京財務事務所に登録簿を送付するものとする。</p> <p>なお、法第 280 条第 2 項の<u>所属保険会社等</u>への通知は、変更届出を受理し、内容を確認したうえで、代申支社に行う。</p> <p>(6) 保険募集業務の廃止等届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の届出）</p> <p>① (略)</p> <p>② 廃業等届出を受理したときは、法第 308 条第 1 項第 2 号の規定により当該募集人の登録を抹消する。</p> <p>なお、法第 308 条第 2 項の<u>所属保険会社等</u>への通知は、廃業等届出を受理し、内容を確認したうえで、代申支社に行う。</p> <p>(7) 原簿の管理</p> <p><u>所属保険会社等</u>が法第 285 条第 1 項の規定に基づき備え置く募集人に関する原簿については、支社等が所管している募集人に係るものを当該支社等に備えさせるとともに、募集人の登録や変更又は抹消に伴う原簿管理を適切に行わせるものとする。</p> <p>(8) 登録取り消しに伴う抹消通知</p> <p>法第 308 条第 1 項第 1 号の規定により募集人の登録を抹消したときは同条第 2 項の規定に基づき別紙様式 75 により当該募集人の<u>所属保</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p> <u>険会社</u>に通知を行う。 （新設） </p> <p> Ⅲ-2-2 損害保険代理店の登録事務 損害保険代理店の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 </p> <p> (1) 登録申請書等の受理及び確認 </p> <p> ① 登録の申請又は届出 法第 277 条に規定する登録の申請（以下、「登録の申請」という。）又は法第 280 条第 1 項及び法第 302 条による届出（以下、この登録等手続において「届出」という。）は、法第 2 条第 21 項に規定する損害保険代理店（以下、「代理店」という。）又は法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに定める者が行うこととする。 なお、代理店は、法第 284 条の規定により<u>法第 2 条第 24 項に規定する所属保険会社</u>（以下、「所属会社」という。）を代理人として登録の申請又は届出を行うことができる。 また、<u>所属会社</u>が代理人として申請等を行う場合、募集人が 2 以上の<u>所属会社</u>を有する代理店（以下、「乗合代理店」という。）の場合には、<u>所属会社</u>のうちの 1 つを代理人として行わせるものとする。 </p> <p> ② 代理申請等を行う所属会社の支店等 <u>所属会社</u>が、法第 284 条の規定により代理人として登録の申請又は届出をしようとするときは、代理店の属する<u>所属会社</u>の本店又は支店等（以下、「代申会社」という。）において、登録の申請に関する書類（以下、「申請書類」という。）又は届出を要する事項を記載した書類（以下、「届出書」という。）をとりまとめ、代申会社の支店長等の名義をもって行わせるものとする。 </p> <p> ③～⑥（略） </p> <p> (2)～(4)（略） </p> <p> (5) 変更等の届出等 </p> <p> ①～③（略） </p>	<p> <u>険会社等</u>に通知を行う。 </p> <p> (9) <u>保険募集の再委託</u> <u>法第 275 条第 3 項の認可を受けて保険募集の再委託を行う場合における所属保険会社等、保険募集再委託者及び保険募集再受託者が行う生命保険募集人の登録の事務については、上記Ⅲ-2-1(1)から(8)に準じて扱うものとする。</u> </p> <p> Ⅲ-2-2 損害保険代理店の登録事務 損害保険代理店の登録事務にあたっては、以下の点に留意して、行うこととする。 </p> <p> (1) 登録申請書等の受理及び確認 </p> <p> ① 登録の申請又は届出 法第 277 条に規定する登録の申請（以下、「登録の申請」という。）又は法第 280 条第 1 項及び法第 302 条による届出（以下、この登録等手続において「届出」という。）は、法第 2 条第 21 項に規定する損害保険代理店（以下、「代理店」という。）又は法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号までに定める者が行うこととする。 なお、代理店は、法第 284 条の規定により<u>所属保険会社等</u>を代理人として登録の申請又は届出を行うことができる。 また、<u>所属保険会社等</u>が代理人として申請等を行う場合、募集人が 2 以上の<u>所属保険会社等</u>を有する代理店（乗合代理店）の場合には、<u>所属保険会社等</u>のうちの 1 つを代理人として行わせるものとする。 </p> <p> ② 代理申請等を行う所属保険会社等の支店等 <u>所属保険会社等</u>が、法第 284 条の規定により代理人として登録の申請又は届出をしようとするときは、代理店の属する<u>所属保険会社等</u>の本店又は支店等（以下、「代申会社」という。）において、登録の申請に関する書類（以下、「申請書類」という。）又は届出を要する事項を記載した書類（以下、「届出書」という。）をとりまとめ、代申会社の支店長等の名義をもって行わせるものとする。 </p> <p> ③～⑥（略） </p> <p> (2)～(4)（略） </p> <p> (5) 変更等の届出等 </p> <p> ①～③（略） </p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>④ 法第 280 条第 2 項の<u>所属会社</u>に対する通知については、変更届出を受理し、内容を確認した上で代申会社に行く。この場合、代理申請書の写に受領印を押印することをもって行う。</p> <p>(6) 保険募集業務の廃業等届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の届出）</p> <p>①（略）</p> <p>② 廃業等届出を受理したときは、法第 308 条第 1 項第 2 号の規定により当該代理店の登録を抹消する。</p> <p>なお、法第 308 条第 2 項の<u>所属会社</u>への通知は、廃業等届出を受理し、内容を確認のうえで、代申会社に行く。この場合、代理申請書の写に受領印を押印することをもって行う。</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8) 原簿の管理</p> <p><u>所属会社</u>が法第 285 条第 1 項の規定に基づき備え置く代理店に関する原簿については、支店等が管轄している代理店に係るものを当該支店等に備えさせるとともに、代理店の登録申請書の記載事項の変更又は登録の抹消に伴う原簿管理を適切に行わせるものとする。</p> <p>(9) 登録の取消しに伴う抹消通知</p> <p>法第 308 条第 1 項第 1 号の規定により代理店の登録を抹消したときは、同条第 2 項の規定に基づき別紙様式 75「登録の抹消について」により、当該代理店の<u>所属会社</u>に通知を行う。</p> <p>(10)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>Ⅲ-2-19 保険契約の移転</p> <p>(1) 法第 138 条が保険契約の移転手続中に移転対象契約を締結する者に一定の事項の通知を義務付けたのは、保険契約の移転が成立した場合に移転先会社の保険契約者になることは、当該保険契約を締結する者にとって重要な事実¹に該当することから、事前に必要な情報提供を受</p>	<p>④ 法第 280 条第 2 項の<u>所属保険会社等</u>に対する通知については、変更届出を受理し、内容を確認した上で代申会社に行く。この場合、代理申請書の写に受領印を押印することをもって行う。</p> <p>(6) 保険募集業務の廃業等届出（法第 280 条第 1 項第 2 号から第 6 号の届出）</p> <p>①（略）</p> <p>② 廃業等届出を受理したときは、法第 308 条第 1 項第 2 号の規定により当該代理店の登録を抹消する。</p> <p>なお、法第 308 条第 2 項の<u>所属保険会社等</u>への通知は、廃業等届出を受理し、内容を確認のうえで、代申会社に行く。この場合、代理申請書の写に受領印を押印することをもって行う。</p> <p>(7)（略）</p> <p>(8) 原簿の管理</p> <p><u>所属保険会社等</u>が法第 285 条第 1 項の規定に基づき備え置く代理店に関する原簿については、支店等が管轄している代理店に係るものを当該支店等に備えさせるとともに、代理店の登録申請書の記載事項の変更又は登録の抹消に伴う原簿管理を適切に行わせるものとする。</p> <p>(9) 登録の取消しに伴う抹消通知</p> <p>法第 308 条第 1 項第 1 号の規定により代理店の登録を抹消したときは、同条第 2 項の規定に基づき別紙様式 75「登録の抹消について」により、当該代理店の<u>所属保険会社等</u>に通知を行う。</p> <p>(10)（略）</p> <p>(11) <u>保険募集の再委託</u></p> <p>法 275 条第 3 項の認可を受けて保険募集の再委託を行う場合における<u>所属保険会社等、保険募集再委託者及び保険募集再受託者が行う損害保険募集人の登録等（損害保険代理店の登録及び損害保険代理店の役員並びに使用人の届出を含む。）の事務</u>については、上記Ⅲ-2-2(1)から(10)に準じて扱うものとする。</p> <p>Ⅲ-2-19 保険契約の移転</p> <p>(1) <u>保険契約の移転の通知及び異議申立て等</u></p> <p>① 法第 138 条が保険契約の移転手続中に移転対象契約を締結する者に一定の事項の通知を義務付けたのは、保険契約の移転が成立した場合に移転先会社の保険契約者になることは、当該保険契約を締結</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>けた上で保険契約を締結するか否かを判断させる必要があるとの考えによる。したがって、法第 138 条第 1 項による当該保険契約を締結する者に対する通知と同人からの承諾の取得は、当該保険契約の締結手続の一環として行われることが合理的である。</p> <p>なお、通知・承諾の方法は、当該契約の締結の方法と同様とすることが適当であり、書面のほか、電磁的方法を用いることが考えられる。</p> <p>(2) 法第 138 条第 1 項第 3 号及び規則第 89 条の 2 (外国保険会社等の日本における保険契約の移転については、法第 210 条第 1 項において準用する法 138 条第 1 項第 3 号及び規則第 167 条の 2) により、公告又は通知することが求められている「移転対象契約に関するサービスの内容」とは、例えば、移転後における移転対象契約に係る顧客からの苦情・相談、住所変更・給付金請求等各種の保全手続きに対する対応方法（窓口の案内等）や移転対象契約に係る付帯サービスに関する事項（自動車保険のロードサービスや医療相談・医療情報提供サービスの継続の有無等）が考えられる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>する者にとって重要な事実該当することから、事前に必要な情報提供を受けた上で保険契約を締結するか否かを判断させる必要があるとの考えによる。したがって、法第 138 条第 1 項による当該保険契約を締結する者に対する通知と同人からの承諾の取得は、当該保険契約の締結手続の一環として行われることが合理的である。</p> <p>なお、通知・承諾の方法は、当該契約の締結の方法と同様とすることが適当であり、書面のほか、電磁的方法を用いることが考えられる。</p> <p>② 法第 137 条第 1 項及び規則第 88 条の 3 第 4 号（外国保険会社等の日本における保険契約の移転については、法第 210 条第 1 項において準用する法第 137 条第 1 項及び規則第 166 条の 3 第 4 号）並びに法第 138 条第 1 項第 3 号及び規則第 89 条の 3（外国保険会社等の日本における保険契約の移転については、法第 210 条第 1 項において準用する法 138 条第 1 項第 3 号及び規則第 167 条の 3）により、公告又は通知することが求められている「移転対象契約に関するサービスの内容」とは、例えば、移転後における移転対象契約に係る顧客からの苦情・相談、住所変更・給付金請求等各種の保全手続きに対する対応方法（窓口の案内等）や移転対象契約に係る付帯サービスに関する事項（自動車保険のロードサービスや医療相談・医療情報提供サービスの継続の有無等）が考えられる。</p> <p>③ 法第 137 条第 5 項が保険契約の移転手続に異議を述べ、かつ保険契約が移転することとなる場合には解約する旨を申し入れた移転対象契約者に対する払戻しを義務付けたのは、契約移転を望まない移転対象契約者について、解約によって不利な取扱いとならないようにする必要があるとの考えによる。したがって、同項に規定する払戻額は、いわゆる解約控除を行わないなど、保険商品の特性に応じて当該移転対象契約者に不利益を与えない金額とするとともに、法第 137 条第 1 項並びに規則第 88 条の 3 第 5 号（外国保険会社等の日本における保険契約の移転については、法 210 条第 1 項において準用する法第 137 条第 1 項及び規則第 166 条の 3 第 5 号）に規定する事項の公告及び通知に際しては、当該解約時に見込まれる払戻額について、当該移転対象契約者が十分に理解できるよう適切に情報提供がなされる必要がある。</p> <p>(2) 保険契約の移転の認可</p>

保険会社向けの総合的な監督指針（本編）（新旧対照表）

現 行	改 正 後
<p>(3) <u>会社分割に際し、法第 173 条の 5 第 1 項及び規則第 105 条の 5 の 4 により分割対象契約を締結する者に対して行う通知についても上記 (1) 及び (2) に準じて取り扱う。</u></p>	<p><u>法第 139 条第 2 項に掲げる認可基準及び規則第 90 条の 2 に掲げる配慮事項に照らした保険契約の移転の認可審査の留意点は、下記のとおりとする。</u></p> <p>① <u>法第 139 条第 2 項第 1 号に規定する基準</u></p> <p>ア. <u>規則第 90 条の 2 第 1 号に規定する配慮事項</u> <u>例えば、収益性に問題のある契約集団のみを選定して十分な責任準備金の手当がないまま保険契約の移転が行われていないか。</u></p> <p>イ. <u>規則第 90 条の 2 第 2 号に規定する配慮事項</u> <u>移転後における移転会社及び移転先会社の保険契約に係る責任準備金が、将来収支分析等を活用し、保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられることが見込まれるか。</u></p> <p>ウ. <u>規則第 90 条の 2 第 5 号に規定する配慮事項</u> <u>移転会社が相互会社であり、かつ有配当契約を移転する場合には、個々の保険契約に係る配当準備金等以外の剰余について、移転対象契約に係る社員の寄与分や移転会社の健全性等に配慮しつつ、移転対象契約者に適切に分配されるよう手当がなされているか。</u></p> <p>エ. <u>その他</u> <u>規則第 90 条の 2 第 2 号から第 5 号に規定する責任準備金及び配当準備金、保険金等の支払能力の充実の状況、並びに剰余金の分配の計算にあたっては、日本アクチュアリー会の実務基準等を参考にしつつ、保険計理人や移転会社及び移転先会社に属さない規則第 78 条に規定する要件に該当する者等による確認がなされているか。</u></p> <p>② <u>法第 139 条第 2 項第 2 号に規定する基準</u> <u>例えば、移転対象契約に関するサービスの内容について、移転前後で著しい差異が生じていないか。</u></p> <p>③ <u>法第 139 条第 2 項第 3 号に規定する基準</u> <u>例えば、収益性の好調な契約集団のみが、著しく過大な資産とともに、債権者の利益を不当に害する態様で、移転されていないか。</u></p> <p>(3) <u>会社分割</u> <u>保険契約の承継を伴う会社分割についても、上記 (1) 及び (2) に準じて取り扱う。</u></p>